



奈良の丘小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月（平成30年2月改定）

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめの防止等の対策に関する奈良の丘小学校の基本理念

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在である。人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見することが、子どもを健やかに成長させていく。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して「えがおいっぱい チャレンジいっぱい」で伸び伸びと生活できる。他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

【いじめを防止するための基本となる方向性】

(1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

(2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

(3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

(4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

組織の構成員は、管理職、児童支援専任教諭、学年主任、教務主任、養護教諭とし、必要に応じて、心理や福祉の専門家（SC、SSW※）の参加を求める。

※SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）

② 委員会の運営

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回、定期的を開催する。
- ・ いじめの疑いがある際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

●取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）で学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

学校教育目標「えがおいっぱい チャレンジいっぱい 奈良の丘」を基盤とした教育活動を行い、いじめの未然防止に取り組む。

- ・ 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- ・ 人権教育や道徳教育を推進する。
- ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム(※)」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」…暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。

② 早期発見

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつ。
- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する。
- ・ いじめ解決一斉キャンペーン(12月実施)、アンケート調査(11月実施)や必要に応じた教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・ インターネット上で行われるいじめに対しては、警察署などの関係機関と連携する。

③ いじめに対する措置

- ・ いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・ いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

- ・ いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・ 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

⑤ 教職員等への研修

いじめ防止、対応に向けた校内研修、児童理解研修、特別支援教育に関する研修、教育相談に関する研修、職員会議内での情報共有、いじめ対応についての研修、人権研修

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・ 保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決を目指す。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容
4月	引き継ぎ いじめ定義と防止に関する職員研修 必要に応じた児童との教育相談 保護者説明会、学年懇談会、町内会議等での基本方針説明
5月	児童理解研修 家庭訪問 小中学校による情報交換会
6月	YP アセスメント実施 学校・家庭・地域連絡協議会 地区懇談会
7月	横浜子ども会議（中学校ブロック） 教育相談（保護者） 特別支援教育に関する職員研修 人権研修 地域パトロール
8月	教育相談に関する職員研修 地域パトロール
9月	取り組みの中間見直し いじめに関する授業
10月	学校生活に関するアンケート（児童）
11月	横浜子ども会議報告
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン 学校評価アンケート（保護者） 保護者面談

2月	学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 職員会議内での情報共有、いじめ対応についての研修 スクールカウンセラーによる教育相談 チェックリストでの点検（職員） 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施 児童によるいじめ防止への取り組み（委員会活動や代表委員会など） なかよし活動での交流（縦割り活動） 学校だよりでの保護者への発信 養護教諭による「いのちの授業」

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③ 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

④ 児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

① 学校基本方針の見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。